**（　　　　　　　　　　　）　消　防　計　画**

|  |  |
| --- | --- |
| 目的 | この消防計画は、消防法第８条第１項の規定に基づき、　　　　　　　　　　　における火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全、並びに災害の防止を図るため、防火管理業務について必要な事項を定めるものとする。 |

|  |
| --- |
| 1. **日常の防火対策**
 |
| 防火管理者の責務 | 消防計画の作成、検討及び変更火気の使用又は取扱いに関する指導及び監督防火避難施設、火気使用設備機器、危険物施設の自主点検の実施及び監督電気配線、電気機器、機械設備等の安全管理確認消防用設備等の点検実施及び監督火気の使用又は取扱いに関する指導及び監督収容人員の適正な管理上司に対する助言及び報告避難通路・階段の物品障害防止、避難経路図の掲示など非難施設等の管理その他、火災予防措置など防火管理上必要な事項防火管理者職（氏名）最大収容人員　　　　　名 |
| 火災予防のための組織 | 日常のおける火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに各階毎に防火責任者を定め、各部屋又は一定区域毎に火元責任者をおき、火災予防のための組織設ける。 |
| 防火責任者火元責任者の業務 | ●　火気使用に関する管理●　建物､火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等の日常等管理●　地震時における火気使用設備器具の安全確認●　防火管理者の補佐 |
| 火元責任者 |  |
| 自主検査 | 防火管理者は、防火避難施設、火気使用設備器具、危険物等の機能の良否について自主点検を実施するものとし、その対象及び検査内容について計画を定める。 |
| 消防用設備等の点検 | ・管理権原者は、建物内に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するために、「点検実施計画」を定め、（１・３）年に１回　　月に点検結果報告を消防署に報告する。・上記点検は（自社・委託）で行う。（委託先業者名　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 工事中の防火管理 | 　増改築、大規模の修繕、模様替え等の工事をする場合は、事前に消防署に相談し「工事中の消防計画書」より届出する。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 通報・消火・避難訓練の実施 | 　避難訓練及び消火訓練は、年２回以上実施する。その内、宿泊施設または福祉施設等は夜間を想定した訓練を年１回以上実施する。　※訓練を実施する時は、事前に消防署に届出をする。（電話又は訓練実施計画書） |
| 通報訓練 | * 自動火災報知設備の受信機が火災表示した場合の現場確認訓練
* 放送設備による館内放送訓練
* 館内電話・消防に通報する装置により、消防に必要な情報を伝える訓練
* 出火場所及び各班から指揮班へ連絡する訓練
* 指揮班から消防隊へ情報伝達する訓練
 |
| 消火訓練 | * 水バケツ、消火器による訓練
* 消火設備による操作訓練
* 火気使用設備（ガス、危険物）の燃料遮断等の訓練
 |
| 避難訓練 | * 館内放送による避難誘導訓練
* それぞれの場所における最適な避難経路の選択訓練
* 防火戸、防火シャッター等の閉鎖訓練
 |
| 避難経路の確保 | 　防火管理者は、各階ごとに消防用設備等の位置及び屋外に通じる避難経路を明示した避難経路図を作成して掲示し、従業員及びその他出入りする者に周知する。 |
| * 階段、廊下、通路等に避難経路には物品を置かない。
* 屋外階段、避難階への非常口には鍵をかけない、又は室内から開錠できるものとする。
* 冬期間は、屋外階段、避難階の除雪をする。
* 防火戸は正常に作動するよう日常から維持管理し、防火戸の機能を妨げる物品を置かないこと。
* 避難経路となる部分及び消火器、屋内消火栓の周辺は、整理整頓し避難及び消火の支障とな

る物品を置かないこと。 |
| 防災教育 | 　防火管理者は、消防計画の内容及び従業員の任務等を、従業員・パート等全員に周知させその徹底を図る。　防火管理者は、消防機関等が開催する講習会･研修会に参加するとともに、従業員に対する防火講習会を随時開催すること。 |
| 催物及び臨時客席等の管理 | 　催物の開催、臨時の客席等の設置及び臨時に火気を使用する場合は、事前に消防署に相談し、定められた様式により届出る。 |
| 適用範囲及び適用期間 | この計画は　　　　　　　　　　　　に勤務し、又は、出入りする全ての者に適用し、令和　　年　　月　　日から実施する。 |

|  |
| --- |
| 1. **火災（災害）時の対応**
 |
| 自衛消防組織 | 　火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限とどめるため　　　　　　　　　　　を自衛消防隊長とし｢自衛消防組織｣を組織する。* 隊　長―自衛消防隊が活動を行う場合、指揮、命令をおこなうとともに消防隊との連絡を蜜

にし、円滑な活動を行う。* 副隊長―隊長を補佐し、隊長が不在の時はその任務を代行する。
 |
| 　　　　　　　　　　　通報連絡担当者　　　（大声、館内放送）で皆に火事を知らせる。自衛消防隊長　　　　　職（氏名）放　送　例只今○階○○で火災が発生しました。お客様は係員の指示に従って避難して下さい。（避難方向を指示する） 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１１９番をする。ポ　イ　ン　ト火事です。　　　　　　　　です。近くに　　　　　　　　があります。○階○○が燃えています。電話番号は　　　　　　　　　です。（落ち着いて早口にならないように）副隊長　　　　　　 職（氏名）　　　　　　　　　　　初期消火担当　消火器・屋内消火栓を使用する。１号消火栓①起動ボタンを押す。②ホースを伸ばす。③ハンドルを回す。消　火　器①ピンを抜く。②ホースを向ける。③レバーを握る。　　　　　　　　　　　　職（氏名）　　　　　　　　　　　　職（氏名）避難誘導担当１　大声で「こちらから逃げて下さい」と誘導２　非常口の開放、確認３　避難障害となるものの除去４　懐中電灯等の確保５　ボイラー、ガス等の危険物施設の供給停止職（氏名）職（氏名） |
| 自衛消防組織 | ６　避難器具を操作し、避難誘導にあたる。必　要　事　項・各室のマスターキー持参・懐中電灯持参・ハンドマイク、メガホン持参７　防火戸、防火シャッターの閉鎖８　避難終了後、人員を確認し、結果を防火管理者に報告する。 |
| 夜間、休日等に火災その他の災害発生した場合は、「夜間･休日における自衛消防組織」により初期活動を行うものとする。 |
| 地震時の対応 | 出火防止 | 　火元責任者は、それぞれ担当区域の火気使用設備器具の使用を停止するとともにその確認をするものとする。 |
| 情報収集 | 　通報連絡係は、周辺の被災状況を確認するとともに、テレビ、ラジオ等の情報を積極的に収集し、活動の支援を行うものとする。 |
| 消火活動 | 　消火係は、事業所内に火災が発生した場合は、全力を挙げて消火活動を行うものとする。 |
| 避難誘導 | 　避難誘導係は、避難場所　　　　　　　　　　　　　　へ誘導する。 |
| 地震後の安全措置 | 　地震発生後は、建物、火気使用設備・器具、危険物施設等の点検検査をし異常を認めた時は応急措置を行うとともに、全機器について安全性を確認するものとする。 |
| 災害時の連絡先 | 火災･救急 | 　　１１９番　（別海消防署） |
| ガス会社 |  |
| 石油会社 |  |
| 夜間の連絡先 |  |
| 夜間休日消防組織 | 通報　誘導　夜間勤務人員名消火　 |
| 備　考 |  |